

# 「大阪府域道路啓開協議会」規約

(名称)

第1条 道路法(昭和27年法律第180号)第28条の2の規定に基づき、「大阪府域道路啓開協議会」(以下、「協議会」という。)を組織する。

(目的)

第2条 協議会は、大規模な道路災害に対する広域緊急交通路(重点14路線)並びにそれらに接続する一般国道、府道及び市町村道その他道路(以下、「啓開道路」という。)の道路啓開を迅速に実施するための道路啓開計画及び行動指針の策定並びにその実施に関し必要な事項を協議することを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の事項について協議を行うものとする。

- (1) 道路啓開が想定される路線の優先順位の設定及びその方策並びに実施に関すること
- (2) 道路啓開における関係行政機関・関係業団体等の役割分担及び行動スケジュール計画並びに情報収集・共有に関すること
- (3) 道路啓開計画及び行動指針の関係地域への周知等情報提供に関すること
- (4) その他前条に目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 協議会は、別紙に掲げる者(以下、「構成員」という。)をもって組織する。

- 2 協議会には会長、副会長を置くものとし、会長は近畿地方整備局道路部長を、副会長は大阪府都市整備部長をもって充てる。
- 3 会長は、本会議を代表し会務を総理する。
- 4 会長に事故等があるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の本会議は、会長が招集する。

- 2 構成員は、その指名した者を代理として会議に出席させることができるものとする。
- 3 会長は、必要に応じ構成員以外の者の本会議への出席を求めることができる。

(幹事会)

第6条 協議会には、幹事会を設置することができるものとする。

- 2 幹事会は、協議会の円滑な運営の補助を目的とするものとする。
- 3 幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事長が幹事会に諮って定めるものとする。

(事務局)

第7条 協議会の庶務を行わせるため、事務局を置くものとする。

2 協議会の事務局は国土交通省近畿地方整備局道路部道路管理課、国土交通省近畿地方整備局大阪国道事務所管理第二課、大阪府都市整備部道路室道路環境課、大阪市建設局企画部工務課及び堺市建設局土木部土木監理課に置くものとする。

3 会長は、必要に応じ事務局に会議を開催させることができる。

(規約の改正その他)

第8条 本規約の改正等は、会長が協議会に諮って行うものとする。

2 本規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、その都度会長が協議会に諮って定めるものとする。

(附則)

本規約は、平成29年11月28日から施行する。

本規約は、令和6年12月23日一部改正する。

# 大阪府域道路啓開協議会 名簿

(順不同)

機関名	役職	備考
近畿地方整備局 道路部	道路部長	会長
近畿地方整備局 港湾空港部	港湾空港部長	
大阪府	都市整備部長	副会長
大阪市	建設局長	
堺市	建設局長	
西日本高速道路(株) 関西支社	保全サービス事業部長	
阪神高速道路(株)	保全交通部長	
陸上自衛隊 第三師団司令部	第3部長	
大阪府警察本部 交通部	交通規制課長	
(一社)日本建設業連合会 関西支部	土木工事技術委員会委員長	
(一社)大阪建設業協会	総合企画委員会委員長	
(一社)日本道路建設業協会 関西支部	災害対策委員会委員長	
(一社)日本埋立浚渫協会 近畿支部	技術委員会委員長	
関西電力送配電(株)	地域コミュニケーション部 防災グループチーフマネジャー	
西日本電信電話(株) 関西支店	設備部長	